長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き
【フラット３５】の特徴及び取次業務の委任について

１.【フラット３５】の長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）の特徴（以下「特徴」）について、この住宅ローンは、住宅金融支援機構がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。ご利用にあたり、次の(1)から(9)までの住宅ローンの特徴をご確認ください。

(1)この住宅ローンの融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時（資金交付時）の金利が適用されます。

(2)この住宅ローンは、返済期間（20年以下又は21年以上）、融資率（９割以下又は９割超）及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新３大疾病付機構団信の加入者が75歳に達して３大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。

(3)住宅ローン債権は資金交付と同時に住宅金融支援機構に譲渡され、住宅金融支援機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。

(4)住宅ローン債権を住宅金融支援機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件及び元利金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。

(5)融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の１か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日となります。

※「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合、ご返済できる金額は10万円以上となります。

(6)原則として、融資対象住宅について、物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。また、物件検査の費用はお客さまの負担であり、適合証明機関により異なります。

（(7)から（9）については裏面に記載）

【ご利用に当たっての注意事項】

●この住宅ローンは、お客さまご本人又はご親族がお住まいになる住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件の取得資金としてはご利用できません。

投資用物件の取得資金としてご利用された場合、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。また、ご返済中に、お客さまご本人又はそのご親族の方が実際にお住まいになっていることの確認を行わせていただく場合があります。

●この住宅ローンの融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（９割以下又は９割超）に応じて異なる融資金利が適用されますので、**所要資金額及び融資額はお客さまご本人が確実にご確認ください。また、所要資金額、融資額又は所要資金に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。**

万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。

２　取次業務の委任について

私（連帯債務者を含みます。）は【フラット３５】長期固定金利型住宅ローン　（機構買取型）の申込に関わる手続き等の取次業務を［　　］に委任することとし、株式会社カシワバラ・アシストがこの住宅ローンの申込に関わる審査結果を委任先に対し通知することに同意します。

ご記入日	年　　月　　日

金融機関名　株式会社カシワバラ・アシスト　御中

上記住宅ローンの特徴について了承の上、この住宅ローンを利用します。
（それぞれご本人様がご署名ください）

お申込人	実印

連帯債務者	実印

（説明担当者使用欄）

下記欄は必ずご記入ください。

「特徴」の説明日	年　　月　　日

説明を行った代理店名・取次店名・提携業者名	

説明者（個人名記入）	

(7)この住宅ローンの団体信用生命保険には、「新機構団信（一般)」、「新機構団信（夫婦連生)」及び「新３大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。
なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

(8)長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅が対象となり、適合証明機関から発行される適合証明書において、「フラット35Ｓを適用する基準」が「特に優良な住宅基準（金利Ａプラン）」における「耐久性・可変性」の項目に適合している等により、長期優良住宅であることの確認が必要です。

(9)融資対象住宅の譲渡と併せて、当該融資対象住宅を譲り受ける人に債務を承継させることができます。ただし、債務の承継については機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、債務の承継が行えない場合があります。